

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成 27 年 7 月 9 日 提出

提出者	周南市議会議員	中村 富美子
		小林 雄二
		田中 和末
		田村 隆嘉

(別紙)

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書

政府は、集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」（2014年7月1日）を具体化するための法案を国会に提案した。

これらの法案は、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

これらの法案について、世論調査においても審議をすればするほど国民の多くが政府の説明が不十分であるとしており、このことから政府においては世論の把握に努め、国民の疑問や不安を真摯に受け止め、慎重な審議を行い国民の理解が得られるように努めることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月10日

山口県 周南市議会